歯科技工所管理の手引

令和８年10月

広島市

目次

1 歯科技工所の手続き等 1

歯科技工所開設届
構造設備基準
歯科技工所変更届
歯科技工所休止・廃止・再開届

2 歯科技工所に係る注意事項 3

広告の制限
歯科技工指示書の保存等
歯科技工録の作成・保存
手順書の作成等
指示書に基づき作成等工程が2以上の歯科技工所にわたる作成等
機器の共同利用による歯科補てつ物等の作成等
歯科技工におけるリモートワークについて

［文中の表記］
法：歯科技工士法

［この冊子に関するお問合わせ］
広島市健康福祉局保健部環境衛生課医務係
広島市中区富士見町11番27号
（Tel:082-241-1585 Fax:082-241-2567 Eメール：imu-yakumu@city.hiroshima.lg.jp）

1 | 歯科技工所の手続き等

各種様式・添付書類、歯科技工所一覧は、広島市公式ホームページに掲載しています。
広島市公式ホームページ → ■ページ番号でさがす　1020222
→「歯科技工所に関する手続・管理」に掲載

■ 歯科技工所開設届（法第21条第1項）

歯科技工所を開設したときは、開設後10日以内に「歯科技工所開設届」を提出してください。

開設届出受付後、施設の確認を行います。また、受付後に歯科技工所番号を付与し、電話でお知らせします。後日、広島市公式ホームページの歯科技工所一覧に、歯科技工所番号、歯科技工所の名称及び開設の場所を掲載します。

提出書類	・歯科技工所開設届 ・施設の平面図 ・管理者及び業務に従事する者の歯科医師又は歯科技工士の免許証の写し（又は原本提示）

■ 構造設備基準（法施行規則第13条の2）

・歯科技工を行うのに必要な設備及び器具等（※）を備えていること。
・歯科技工を円滑かつ適切に行うのに支障のないよう設備及び器具等が整備及び配置されており、かつ、清掃及び保守が容易に実施できるものであること。
・手洗設備を有すること。
・常時居住する場所及び不潔な場所から明確に区別されていること。
・安全上及び防火上支障がないよう機器を配置でき、かつ、10 ㎡以上の面積を有すること。
・照明及び換気が適切であること。
・床は、板張り、コンクリート又はこれらに準ずるものであること。ただし、歯科技工作業の性質上やむを得ないと認められる場合は、この限りでない。
・出入口及び窓は、閉鎖できるものであること。
・防じん、防湿、防虫又は防そのための設備を有すること。
・廃水及び廃棄物の処理に要する設備及び器具を備えていること。
・歯科技工に伴って生じるじんあい又は微生物による汚染を防止するのに必要な構造及び設備を有すること。
・歯科技工に使用される原料、材料、中間物等を衛生的かつ安全に貯蔵するために必要な設備を有すること。
・歯科技工所以外の場所において、電子計算機を用いた情報処理による、特定人に対する歯科医療の用に供する補てつ物、充てん物又は矯正装置の設計及びこれに付随する業務（以下、「リモートワーク」という。）を行う者がいる場合は、個人情報の適切な管理のための特段の措置を講じていること。

リモートワークにより行うことができる業務は、コンピュータを用いた歯科補てつ物等の設計等です。切削加工や研磨等の業務はリモートワークで行えません。

歯科技工所間の連携により、共同で利用することが可能となる機器は、CAM等が想定されており、歯科技工を行うために必要な設備及び器具等（※）を共同利用することはできません。

※歯科技工を行うために必要な設備及び器具等
防音装置、防火装置、消火器、照明設備、空調設備、給排水設備、石膏トラップ、空気清浄機、換気扇、技工用実体顕微鏡、電気掃除機、分別ダストボックス、防塵用マスク、模型整理棚、書籍棚、救急箱、防塵装置（屋外排気が望ましい）、歯科技工用作業台、材料保管棚（保管庫）、薬品保管庫

■ 歯科技工所変更届（法第21条第1項）

開設届出内容に変更があった場合は、変更後10日以内に「歯科技工所変更届」を提出してください。

開設者そのものの変更（事業承継、法人化等）、施設所在地の変更（移転）については、廃止・開設の手続きを行ってください。

開設者の氏名・住所、管理者の氏名・住所、施設の名称の変更	提出書類	・歯科技工所変更届 ・管理者の採用に係る場合は、歯科医師又は歯科技工士の免許証の写し（又は原本提示）
業務に従事する者の氏名の変更（主にリモートワークを行う場所の所在地、電話番号を含む）	提出書類	・歯科技工所変更届 ・有資格者の採用に係る場合は、資格の免許証の写し（又は原本提示）
構造設備の変更	提出書類	・歯科技工所変更届 ・変更前及び変更後の構造概要書、平面図

■ 歯科技工所休止・廃止・再開届（法第21条第2項）

歯科技工所を休止、廃止又は再開した場合は、休止、廃止、再開後10日以内に「歯科技工所休止・廃止・再開届」を提出してください。

提出書類	・歯科技工所休止・廃止・再開届

「歯科技工所休止・再開・廃止届」は電子申請が可能です。ご活用ください。

申請の流れ：利用者登録 → ログイン → 手続き内容の確認 → 届出事項の入力 → 送信

※詳しくは、広島市公式ホームページをご覧ください。

広島市トップページ ＞ 事業者向け情報 ＞ 医療機関・施術所等
＞ 歯科技工所に関する手続・管理「3　歯科技工所休止・廃止・再開届」

「休止・廃止・再開届」は電子申請が可能です。ご活用ください。

申請の流れ：利用者登録（初回：必要、2回目以降：不要）→ ログイン → 手続き内容の確認
→ 届出事項の入力 → 送信

※詳しくは、広島市公式ホームページをご覧ください。

●休止・廃止・再開届

広島市公式ホームページ → ■ページ番号でさがす 1020222

→ 歯科技工所に関する手続・管理の「3　歯科技工所休止・廃止・再開届」に掲載

■ その他

開設届出受付済み施設の歯科技工所番号は、広島市公式ホームページに掲載しています。

※詳しくは、広島市公式ホームページをご覧ください。

広島市トップページ ＞ 事業者向け情報 ＞ 医療機関・施術所等
＞ 歯科技工所に関する手続・管理「歯科技工所一覧」

２｜歯科技工所に係る注意事項

■ 広告の制限（法第26条）

何人も、いかなる方法であっても、次に掲げる事項以外は広告できません。

・歯科医師又は歯科技工士である旨
・歯科技工に従事する歯科医師又は歯科技工士の氏名
・歯科技工所の名称・電話番号・所在の場所を表示する事項
・都道府県知事の許可を受けた事項

歯科医業とまぎらわしい広告をしないこと。

■ 歯科技工指示書の保存等（法第18条、第19条、法施行規則第12条）

歯科医師又は歯科技工士は、法令で定める事項を記載した歯科医師の指示書（歯科技工指示書）によらなければ、業として歯科技工を行ってはなりません（ただし、病院又は診療所内の場所において、患者の治療を担当する歯科医師の直接の指示に基づいて行う場合は、この限りでない）。

歯科技工所の管理者は、当該歯科技工所で行われた歯科技工指示書を、歯科技工が終了した日から起算して2年間保存しなければなりません。

（指示書の記載事項）

・患者の氏名　・設計　・作成の方法　・使用材料　・発行年月日
・発行した歯科医師の氏名及び当該歯科医師の勤務する病院又は診療所の所在地
・歯科技工所の名称、所在地及び歯科技工所番号

■ 歯科技工録の作成・保存（法施行規則第15条）

歯科技工所の開設者は、指示書に基づく歯科補てつ物等の作成等ごとに、以下の事項を記載した歯科技工録を作成し、指示書とともに作成の日から3年間保存するよう義務付けられています。歯科技工録は、番号等により、指示書を容易に特定できるものでなければなりません。ただし、作成等工程の一部を指示書に基づき他の開設者の歯科技工所に行わせる場合は、自ら行う作業工程に係る事項のみの記載で構いません。

（歯科技工録の記載事項）

・作成等に用いる模型等と指示書とを発行した歯科医師から受託した年月日
・患者の氏名　・作成等部位及び設計　・作成の方法（作成等手順）
・使用材料（使用主材料の品名ならびにロットもしくは製造番号）
・歯科補てつ物等の工程管理に係る業務を管理した記録
・歯科補てつ物等の最終点検及び検査を完了した年月日
・歯科補てつ物等を委託した歯科医師等に引き渡した年月日
・歯科補てつ物等の設計等をリモートワークで行った場合は、その旨とリモートワークを行った場所
・歯科技工の工程の一部について、歯科補てつ物等の作成等に用いる機器を共同利用した場合は、その旨と当該工程を行った歯科技工所名（共同利用する機器を所有する歯科技工所の名称等）
・その他必要な事項

歯科技工録の作成に当たっては、別表1及び別表2を参考にしてください。

参考：「歯科技工所における歯科補てつ物等の作成等及び品質管理指針」の一部改正について（令和４年３月31日医政発0331第47号）

別表１ 歯科技工録（歯冠補てつ物の標準的作成工程・作業チェック項目・評価表）

1 初診(診査・診断)			受託年月日:令和　　年　　月　　日
	概形印象	【石膏注入】 印象面の変形・気泡 模型材の種類 混水比	 □変形　□気泡 □普通石膏　□硬石膏　□超硬石膏　□その他(　　) □小　□標準　□大
	指示書	【研究模型】	模型の形態　□指示内容確認
2 支台歯形成			
	指示書	【暫間被覆冠】	部位・形態・色調・咬合関係　□指示内容確認
		【個人トレー・個歯トレー】	外形・ハンドル位置・スペーサー　□指示内容確認
3 印象採得(精密印象)			
	印象面の変形		有 ・ 無
	支台歯形成面(気泡)・残存歯部の気泡		有 ・ 無
	形成辺縁部の明示		有 ・ 無
	【模型材注入】 模型材の種類 混水比		 □硬石膏　□超硬石膏　□その他(　　) □小　□標準　□大
4 咬合採得			
	指示書	設計(種類)・使用材料・納品日・担当医	□指示内容確認
		【作業模型】 模型の種類 歯型辺縁部の明示 辺縁部のトリミング	 □可撤性　□副模型　□単純 □辺縁部明示 □トリミング
		【咬合器付着】 使用咬合器の種類 チェックバイトのトリミング 咬合器付着の浮き上り 歯型の咬合クリアランス等	 □咬合器(　　) □トリミング □残存歯部咬合接触状態(　　) □クリアランス(　　)
		【蝋型採得】	□解剖学的・臨床的歯冠形態の付与　□咬合接触関係 □隣在歯接触関係　□辺縁部の適合性
		【埋没・鋳造】 鋳型材の種類 混水比 加熱スケジュール 合金の種類・使用量 鋳造体の点検	 □クリストバライト系　□ノーマル　□急速 □その他(　　) □小　□標準　□大 ファーネス温度(　　℃)　時間設定(　　) □合金　□その他(　　) □鋳巣　□バリ　□鋳込み不足　□表面あれ
		【研磨】研磨材料・術式	研磨材(　　)　研磨術式(　　)
		【製作物の点検】最終点検	□形態　□咬合接触関係　□隣在歯接触関係 □辺縁部適合性　□表面滑沢性　□指示内容確認
		【洗浄・消毒】	□洗浄　□消毒
		【点検・検査】	□検印　□指示書の保管　点検・検査日:令和　　年　　月　　日
		【引き渡し】	引渡し年月日:令和　　年　　月　　日
5 クラウン試適(仮着)			
6 クラウン装着・予後経過観察			□作業模型の保管

別表2　歯科技工録（有床義歯の標準的作成工程・作業チェック項目・評価表）

1 初診(診査・診断)			受託年月日:令和　　年　　月　　日
	概形印象	【模型材注入】 印象面の変形・気泡 模型材の種類 混水比	 □変形　□気泡 □普通石膏　□硬石膏　□超硬石膏　□その他(　　) □小　□標準　□大
	指示書	【研究模型】	模型の形態　□指示内容確認
		【個人トレー】外形線・ハンドル位置・スペーサー	辺縁の厚さ・辺縁の形態□指示内容確認
2 印象採得(精密印象)			
	指示書	【印象面の点検】 印象面の変形・気泡	□変形　□気泡
		【石膏注入】 模型材の種類 混水比	 □普通石膏　□硬石膏　□超硬石膏　□その他(　　) □小　□標準　□大
		【作業模型】 ①咬合床 ②咬合堤	□スプリットキャスト法　□チェックバイト法 □基礎床　□大きさ　□形態 □蝋堤　□高さ　□幅
3 印象採得 フェースボウトランスファー			
	指示書	設計・使用咬合器・納品日・担当医	□指示内容確認
		【咬合器付着】	咬合器(　　)
		【チェックバイトのトリミング(上顎・下顎模型付着)】	□フェースボウ取り付け　□上顎模型付着 □インサイザルガイドピンの接触　□下顎模型付着
		【ゴシックアーチ描記装置取り付け】	□ゴシックアーチトレーサー取り付け
4 ゴシックアーチ描記・咬合採得・人工歯選択			
	【噛合器再付着】石膏の種類		□硬　□超硬
	【チェックバイトの点検チェックバイト】		□噛合器装着　□人工歯選択
	指示書	内容 ・納品日・使用材料(人工歯)・咬合様式	□指示内容確認
		【人工歯排列】	□歯軸　□OJ・OB　□歯列弓 □歯槽頂間線法則　□調節彎曲　□咬合接触　□舌房
		【歯肉形成】	□床外形　□辺縁形態　□研磨面形態 □歯頸線　□鼓形空隙
5 試適			
	【蝋義歯】 口腔内・顔貌に対する調和		□歯列弓の形態と位置　□調節彎曲　□咬合接触 □歯肉形成　□顔貌との調和
	指示書	設計内容・納品日・使用材料(床材料・金属)・維持装置の種類	連結子の種類・重合法　□指示内容確認
		【テンチのコア(全部床義歯)】蝋義歯の安定	□テンチのコア
		【維持装置・連結装置の製作】サーベイング	□ブロックアウト　□リリーフ　□ポストダム
		【耐火模型の製作】 複印象 耐火模型材の種類	 □印象材選択 耐火模型材(　　)　混水比(　　)

	指示書	【蝋型採得】 維持装置・連結装置の蝋型	形態　（　　） 位置　（　　）
		【埋没】埋没材の種類	埋没材　（　　） 混水比　（　　）
		【鋳造】 鋳造用合金の種類 加熱スケジュール 鋳造体の点検	 種類　（　　） ファーネス温度（　　℃）時間設定（　　） □鋳巣　□バリ　□鋳込み不足　□表面あれ
		【線鉤・既成バー屈曲】 線鉤・既成バーの種類	□形体・サイズ選択
		【研磨】研磨材料・術式	研磨剤　（　　） 研磨術式（　　） 滑沢度　（　　）
		【鑞着・溶接】埋没材・鑞材の種類・溶接器の種類	埋没材　（　　） 混水比　（　　） 鑞材　（　　） 溶接器の設定（　　）
		【作業模型への試適】 維持装置・連結装置の点検	□形態　□適合性　□維持力　□咬合関係
		【蝋義歯の埋没】 埋没法・埋没材の種類	埋没方法　（　　） 埋没材選択（　　） 混水比　（　　）
		【床用材の填入】 床用材の種類・填入方法	床用材　（　　） 填入操作　（　　）
		【重合】 方法 点検	 重合方法選択（　　）重合時間（　　） 重合温度　（　　）冷却法　（　　） □重合状態　□重合欠損部　□気泡
		義歯及び作業模型の破損	□義歯の破損　□作業模型の破損
		咬合器再付着	石膏の種類（　　） 混水比　（　　） □咬合器付着
		選択削合・自動削合・形態修正	□咬合接触　□形態
		【研磨】 研磨材料・術式	研磨剤　（　　） 研磨術式　（　　） 滑沢度　（　　）
		【義歯の点検】最終点検	□辺縁形態　□咬合接触関係　□粘膜面の突起物 □気泡　□亀裂　□表面滑沢性
		【洗浄・消毒】	□洗浄　□消毒
		【点検・検査】	□検印　□指示書の保管 点検・検査日：令和　年　月　日
		【引き渡し】	引渡し年月日：令和　年　月　日
6　義歯試適・調整			
7　義歯装着・予後経過観察			□作業模型の保管

■ 手順書の作成等

歯科技工所の開設者は次に掲げる手順に関する文書を作成し、管理者にそれらに係る業務を適切に管理させることを義務付けられています。ただし、作成等工程の一部を他の開設者の歯科技工所に行わせる場合においては、自ら行う作成等工程に係る事項のみの記載で構いません。

参考:「歯科技工所における歯科補てつ物等の作成等及び品質管理指針」の一部改正について(令和４年３月31日医政発0331第47号)

工程管理	① 指示書に基づき、適正な方法による作成等を行うこと。 ② 管理者又はあらかじめ管理者が指定した者が最終点検及び検査を行うこと。
歯科補てつ物等及び機器の点検・検査	① 歯科補てつ物等の点検及び記録の保存に必要な設備・器具を備えていること。 ② 適正な方法により構造設備及び機器の点検・検査を行うこと。なお、歯科技工作業を行うのに必要な機器の保守点検は1年に1回以上必ず実施すること。 ③ 構成部品等を定期的に点検・検査し、これを記録すること。 ④ 上記の記録を作成の日から2年間保存すること。
苦情処理等	① 歯科補てつ物等の品質等に関して、当該委託歯科医師又は当該歯科医師を経由して特定人から苦情があった場合は、歯科技工録を点検し、原因究明をするとともに、作成等管理及び品質管理に関し改善が必要な場合には、所要の措置を講ずること。 ② 当該歯科技工所に起因した歯科補てつ物等の品質等に関する問題に対しては、その原因を究明し、作成等管理及び品質管理に関する改善が必要な場合には、所要の措置を講ずること。 ③ ①又は②の後に歯科技工録を点検し、原因究明の結果及び改善措置を記載した苦情処理記録等を作成し、当該委託歯科医師に報告すること。
自己点検	① 当該歯科技工所における歯科補てつ物等の作成等管理及び品質管理について定期的に自己点検を行うこと。 ② 自己点検の結果を管理者に報告すること。 ③ 管理者は、自己点検の結果に関して、自己点検が適切に行われていることを確認すること。 ④ 開設者は、定期的な自己点検の結果を管理者から聴取し、作成等管理及び品質管理に関する改善が必要な場合には、所要の措置を講ずること。
教育訓練	① 管理者は、関係機関、関係団体等が開催する研修会等を積極的に受講すること。 ② 作成等管理に関する教育訓練を計画的に実施すること。 ③ 開設者は、教育訓練の実施の記録を管理者及び従業者ごとに作成し、その作成の日から2年間保存すること。

■ 指示書に基づき作成等工程が2以上の歯科技工所にわたる作成等

指示書に基づき歯科補てつ物等の作成等工程の一部を他の開設者(「二次受託者」)の歯科技工所に引き継ぐ開設者(「一次受託者」)は、当該二次受託者と以下の事項について取り決めし、その内容を双方の歯科技工録又は手順書に記載することが義務付けられています。

・当該分担工程の範囲

・その作成等に関する技術的条件

・引継ぎ時における、委託歯科医師による指示について2以上の管理者による確認及び品質管理・点検の方法

・その他、作成等管理及び品質管理の適切な実施を確保するために必要な事項

指示書に基づき作成等工程が2以上にわたる歯科技工所のすべての管理者は、委託歯科医師及び2以上にわたる歯科技工所管理者の間の連絡を密にし、共同して歯科補てつ物等の質の確保を図る必要があります。

参考:「歯科技工所における歯科補てつ物等の作成等及び品質管理指針」の一部改正について(令和４年３月31日医政発0331第47号)

■ 機器の共同利用による歯科補てつ物等の作成等

歯科医療の用に供する補てつ物等の作成等に用いる機器（歯科技工を行うために必要な設備及び器具等（本手引1ページ参照）を除きます。）については、地域の歯科技工所間で連携し、共同で利用することが可能ですが、以下の点に留意してください。

① 他の歯科技工所が所有する機器を共同利用する場合

指示書に基づく歯科補てつ物等の作成等を行う際に、作成等工程の一部を、他の歯科技工所が所有する機器を共同利用して行った場合、「歯科補てつ物等の作成等を行う歯科技工所」の歯科技工士は、指示書を交付した歯科医師に対し、他の歯科技工所が所有する機器を共同利用して歯科補てつ物等を作成する旨を伝えてください。

また、歯科技工録に以下の事項を記載してください。

・共同利用した旨
・当該工程を行った歯科技工所名（「共同利用した機器を所有する歯科技工所」の名称等）
・「共同利用する機器を所有する歯科技工所」において行った内容等

② 所有する機器を他の歯科技工所の歯科技工士に共同利用させる場合

「共同利用する機器を所有する歯科技工所」の管理者は、共同利用する機器ごとに以下の事項について記載した記録を作成し、保存することが義務付けられています。

・共同利用した日時
・共同利用した「歯科補てつ物等の作成等を行う歯科技工所」の名称等
・その他必要な事項

参考：「歯科技工士法施行規則の一部を改正する省令の施行について」（平成 24 年 10 月 2 日医政発 1002 第 1 号）

「歯科技工所における歯科補てつ物等の作成等及び品質管理指針」の一部改正について（令和 4 年 3 月 31 日医政発 0331 第 47 号）

■ 歯科技工におけるリモートワークについて

① リモートワークを行う者

歯科技工におけるリモートワークを行う者は、リモートワークのみを行う場合も含め、歯科技工所において業務に従事し、国内に所在する、歯科技工士の資格を有する者でなければなりません。

② リモートワークの対象となる業務

歯科技工におけるリモートワークの対象としては、切削加工や研磨等を除くコンピュータを用いた歯科補てつ物等の設計等であり、歯科技工のうち、切削加工等を伴うものをリモートワークで行うことはできません。切削加工等を開設する歯科技工所から離れた場所で行う場合は、歯科技工所として必要な構造設備を満たすとともに、歯科技工所の開設が必要です。

③ リモートワークを行う場合に必要な届出

歯科技工所の開設者は、当該歯科技工所でリモートワークを行う者がいる場合や新たに採用する場合は、歯科技工所開設届・変更届に、業務に従事する者の氏名と併せて以下の事項を記載し、提出してください。

・リモートワークを行う者に連絡可能な電話番号
・歯科技工所以外の場所であって、主にリモートワークを行う場所。自宅以外の場所で主にリモートワークを行う場合、その場所の住所

④ リモートワークを行う場合に必要な構造設備

歯科技工においてリモートワークを行う場合、個人情報の適切な管理のための特段の措置を講ずる必要があります。当該措置を講ずるに当たっては、以下を参照し、情報セキュリティ関連規定の整備や本人確認・通信環境・端末等のセキュリティ対策、アクセスログ等の取得、情報の暗号化、情報漏洩防止対策等について、適切に措置を講じてください。

・「歯科技工におけるリモートワークの基本的な考え方について」（令和 4 年 5 月 10 日付け医政歯発 0510 第 1 号）

・「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第 7.0 版」（令和 8 年 6 月）

⑤ 歯科技工録への記載

リモートワークを行う歯科技工士は、歯科補てつ物等の作成管理及び品質管理の観点から、歯科技工録にリモートワークを行った工程と場所を確実に記載してください。

⑥ 研修の受講

リモートワークを行う場合、情報通信機器の使用や情報セキュリティ等に関する知識の習得と理解・意識の向上が必要となることから、管理者は、歯科技工におけるリモートワークに責任を有する者として、研修を受講し、知識の習得、理解と意識の向上を図る必要があります。また、リモートワークを行う歯科技工士に対して研修を実施するか、又はリモートワークを行う歯科技工士が研修を受講したことを確認し、研修受講日及び研修受講者の記録を作成してください。

リモートワークを行う歯科技工士は、研修（管理者による伝達研修を含む。）を受講することにより、知識を習得し、理解と意識の向上を図ることが義務付けられています。

研修については、上記④の通知に示すものや関係団体等が実施するものを参考にしてください。